

中国汚染賦課金(排污費)の法的性格と 汚染防止法制の課題¹⁾

櫻井次郎

The Legal Aspects of the Anti-Pollution Levy²⁾
and the Problems of the Environmental Pollution Regulation System in China

SAKURAI Jiro

Abstract

The objective of this article is to clarify the pollution regulation system in China. The legal feature of the anti-pollution levy, which has been one of the most important tools for pollution regulations, is analyzed with special focus on how it differs with the administrative penalty. While this pollution charge system was reformed in 2003, the analysis concerns the system before the reform.

An examination and analysis was done on court proceedings regarding the lawful grounds for charging both anti-pollution levy and administrative penalty at the same time for one unlawful act. It has been recognized that the pollution charge is a kind of indemnification for pollution while the administrative penalty is a penalty for unlawful conducts. However, according to the research on the regional regulations, it was found that the anti-pollution levy has been applied to many unlawful conducts. Thus, this article argues that the unlawful conduct, in this context, should be recognized not as violation of a specific legal provision, but should be understood as the conduct that produces some degree of environmental social harm. One of the problems is that the standards to view this social harm as unlawful are different within each district, and those standards often lack distinctness and transparency.

はじめに

中華人民共和国（以下、「中国」と略す）の温家宝国务院総理は、2006年4月に開かれた第6回全国環境保護大会において国内の環境問題の現状を次のように述べている³⁾。

「主要な汚染物質の排出量は環境容量を超えており、水、大気、土壤等の汚染は日に日に深刻となり、廃棄物、自動車排ガス、残留性有機汚染物質（POPs）等は増え続けている。都市を

流れる河川は全て汚染され、5分の1の都市の大気汚染は深刻で、3分の1の国土面積は酸性雨の影響を受けている。」

中国では1979年に環境保護法（試行）が制定されて以降、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理、騒音など各分野で環境法の立法が進み、1997年に改正された刑法第6章第6節には「環境資源保護破壊罪」（原文は「破壊環境資源保護罪」）。以後、中国語の原語を記す際は〔 〕を用いる）が新たに盛り込まれた。

また 1996 年には、2000 年末を期限としてすべての工業汚染源に国家および地方の排出基準を遵守させることなどの目標が掲げられ、1990 年代後半にはこれに基づく大規模な汚染防止の政治的キャンペーンが行われた⁴⁾。このような取り組みにもかかわらず、中国の公害問題は依然深刻な状況にあると指摘されている⁵⁾。中国環境問題の行方を見定める上で、工業等主要な汚染源への規制の仕組みと課題を明らかにすることは不可欠であろう。

本稿で考察対象とする汚染賦課金制度は、1979 年に成立した環境保護法（試行）において汚染源対策の柱として導入され、現在ではチベット（西藏）自治区を除く全ての省・自治区で実施されている。汚染源が排出基準や廃棄物処理基準に違反した場合に課せられてきた汚染賦課金は、経済的インセンティブを利用した政策手段として国際的な関心も高く、その効果について統計分析による肯定的な評価もなされている⁶⁾。一方、汚染単位あたりの賦課額の低さや恣意的な運用などの問題点も指摘され（竹歳 2005：32-8），汚染排出者に「汚染権を買う」という意識を与えるとも言われている（李 1999：108）。2003 年には制度改革がなされ、水質汚濁および大気汚染物質については原則として排出された汚染物質の種類と量に比例して徴収されるものとされたが⁷⁾、賦課金の費用負担根拠については今なお明らかにされていない。ここでは主に、制度改革前の汚染賦課金に焦点を絞り、特に汚染賦課金と〔罰款〕⁸⁾との法的性格の比較を中心にその制裁的側面について検討する。また、これをもとに中国の汚染防止法制の課題についても論ずる。

本稿の叙述の順序は以下の通りである。第 1 節では法律法規の規定および先行研究を検

討し、第 2 節では行政訴訟判決とその過程で全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（以下、「全国人大常務委」とする）および環境保護行政部門が示した汚染賦課金の解釈を明らかにし、その妥当性について検討する。第 3 節では地方性法規⁹⁾および地方性行政規章¹⁰⁾をもとに汚染賦課金と〔罰款〕との法的性格の相違を考察し、第 4 節では汚染賦課金の使用実績を明らかにする。

なお、本稿における「汚染賦課金制度」は、原語では〔徴収排污費制度〕または〔排污収費制度〕と呼ばれており、日本で紹介される際には、「排污費制度」、「排污費徴収制度」、「汚染排出費徴収制度」、「汚染賦課金制度」、「排出課徴金制度」などさまざまな訳語が使用されている¹¹⁾。中国語における「費」は、日本の財政法 3 条の課徴金に近い概念でもあるが、日本では課徴金というと一般に独占禁止法など法律に反した行為に対して課される課徴金が想起される。中国の汚染賦課金も制度改正前までは、まさにこのような課徴金としての性格を有する金銭徴収であったが、2003 年改正後はその法的性格を変化させているため、ここではより一般的に使用される「賦課金」を訳語として用いる。

1 法律法規および先行研究の検討

ここでは、汚染賦課金に関わる主要な法律法規の規定を確認した上で、先行研究において汚染賦課金の法的性格がどのように解釈されているのかを検討する。

1.1 法律上の規定

1979 年に制定された環境保護法（試行）では次のように規定されている。

第18条3項 「国家の規定する基準を超過して汚染物質を排出する場合、排出する汚染物質の数量と濃度に応じて、規定に基づき汚染賦課金を徴収する。」

第19条1項 「全ての排煙装置、工業用ボイラー、自動車両及び船舶等は、有効な煤煙除去措置を講ずるべきであり、有害な気体の排出は必ず国家の規定する基準を満たしていかなければならない。」

第21条1項「すべての水域へのゴミ（〔垃圾〕）及び廃棄物（〔廃渣〕）の投棄を禁止する。汚水の排出は、必ず国家の規定する基準を満たしていかなければならない。」

上記のように、環境保護法（試行）第19条1項および第21条1項は、大気汚染物質および水質汚濁物質につき、国家の規定する基準を満たすことを全ての汚染源に要請しており¹²⁾、第18条3項の規定する汚染賦課金はこれらの基準の遵守を促す経済的制裁として位置づけられていたと解釈できる。

ところが、1984年、1987年、1989年にそれぞれ制定された旧水污染防治法、旧大気污染防治法、環境保護法には、環境保護法（試行）第19条1項および第21条1項に相当する排出基準遵守規定がない。また、旧水污染防治法第15条1項は、汚染物質を排出するもの全てに賦課金を課すことを定めている。

一方、大気については、2000年4月改正の大気污染防治法で再び「排出する汚染物質の濃度は国家および地方が定める排出基準を超えてはならない」（第13条）とされ、違反したものには〔罰款〕が科されることとなった。他方、汚染賦課金については「国家は大気に排出される汚染物質の種類と濃度に基づき汚染賦課金を徴収する制度を実施する」（第14

条1項）とされ、汚染物質を排出するもの全てに賦課されることとなった。

なお、廃棄物¹³⁾については、基準を満たさない保管または処理がなされた場合にそれらの廃棄物を保管または処理した者に賦課金が課される仕組みとなっていたところ（旧固体廃棄物環境污染防治法第34条2項）、法改正により2005年4月1日以降は埋め立て方式による危険廃棄物処理が国家の基準を満たしていない場合にのみ賦課金が課されることになった（固体廃棄物環境污染防治法第56条）。騒音については、基準を超過した場合に賦課金が課されるものとされている（環境騒音污染防治法第16条1項）。

以上の法律規定の検討から、汚染賦課金はそもそも排出基準、廃棄物処理基準または騒音基準のように何らかの基準を満たさないことを要件として賦課されるものであったこと、これに対して1984年の旧水污染防治法および2000年改正の大気污染防治法における汚染賦課金が、基準違反を要件としない点でそれまでの汚染賦課金とは法的性格の異なるものであることが分かる。

1.2 行政法規の規定

1982年に国務院により制定された汚染賦課金徴収暫定弁法（以下、「徴収弁法」とする）は、「全ての事業者は、国家が発布した『工業“三廢”排出試行基準』等の排出基準を遵守（〔執行〕）すべきである」（第3条1項）とし、これに違反した場合に汚染賦課金を徴収するものと規定している（第3条2項）。また、同弁法第6条では、徴収額を増額することができる特別な徴収項目について規定している。すなわち、同条1項は継続的な基準違反に対して毎年徴収額を数パーセント加重する旨規

定し（以下、「加重徴収」と呼ぶ），同条2項は排出汚染物質が基準を超えていた事業者で環境保護法（試行）の公布された後に設置・増設した者等について，賦課金の徴収額を倍額にして徴収すると規定する（以下、「倍加徴収」とする）。さらに同条3項では各省，自治区および直轄市が各々の状況により賦課金徴収額の増額または減額規定をおくことを認めている。このように徴収弁法における汚染賦課金は，1979年の環境保護法（試行）の規定に準じ，何らかの基準違反に対して賦課金を徴収する仕組みとなっている。

一方，同じく国務院が2002年に制定した汚染賦課金徴収使用管理条例（2003年7月1日施行）では，水質汚濁および大気汚染物質についてはその種類と数量にもとづき賦課金が算定されることとなり（第12条(1), (2)），この算定方法に関する詳細な基準も定められた¹⁴⁾。また，廃棄物と騒音については法律上の規定のとおり，基準違反に対して賦課される（第12条(3), (4)）。

このように，行政法規においても汚染賦課金は当初，基準違反を賦課対象としていたが，2003年以降，水および大気に関しては基準の遵守または違反に関わり無く汚染賦課金が徴収される仕組みへと変化している。

1.3 先行研究の検討

武漢大学教授の蔡守秋は，汚染賦課金の性質について導入当初から学説が分かれていたことを指摘し，それらを以下の5つに分類している（蔡1981：1-3）。すなわち，1. 損害賠償説，2. 税説，3. 経済補償説，4. 罰款説，5. 部分的経済補償・罰款併合説である。

1の損害賠償説と2の税説は，ともに現状の制度と明らかに矛盾するという指摘がある¹⁵⁾。

3の経済補償説によれば，汚染賦課金とは，汚染の排出行為による社会損失への補償であり，この場合の社会損失への補償とは，汚染された環境の復元費用と理解されている¹⁶⁾。一方，経済補償説に近い立場から「部分的経済補償説」を主張する高（1984：190-1）は，汚染賦課金の本質は汚染行為による環境への危害に対する経済的補償であるとした上で，環境損失を正確に算出することは不可能である上，財力の限界から全ての損失を汚染排出者が負担することは現実的に不可能であるため，部分的経済補償にならざるを得ない，としている。4の罰款説は，実際に一部の地方で実施されている汚染賦課金が，刑罰には及ばないが行政処罰の一種である〔罰款〕と同じく制裁としての性質を有する，とする。5の部分的経済補償・罰款併合説は，部分的経済補償としての性質も罰款としての性質も同時に併せ持つ，とする。以上5つの学説を紹介した上で蔡教授は，5の部分的経済補償と罰款の併合説が最も現実の制度の性質を正しく捉えているとしている。

汚染賦課金の法的性格についてこれらの説のほかには，汚染処理費用確保機能に着目した議論がある。たとえば，季（1982）は，汚染賦課金徴収の目的を「汚染排出企業に汚染処理資金を積み立てさせること」であると述べ，汚染賦課金制度とは「三同時制度¹⁷⁾を実施していない古い企業に対して汚染処理資金の一部を補助する」制度であると述べている。徴収された賦課金の用途も含めてトータルに汚染賦課金の性質を捉える立場で，この点では雷（1985）も同様である。また，孫・孫（1989）は，汚染賦課金を過去の汚染行為によるダメージの復元費用としてではなく，汚染者に将来の汚染処理と環境投資とを促す制度

であるとする。

このほか、中国の環境保護法の教科書を見ると、韓（1991：76）では「経済的作用を利用して環境便益と経済効率を統一する制度」、曲（2002：76）では「汚染者が処理を負担する原則を具体化した制度」、金・汪著（2001：35）では「汚染処理と新技術の発展を促し、汚染者に汚染処理費用の一部を負担させる制度」、汪（2006：248）では、環境行政の財政需要に応じて徴収される賦課金の一種として紹介されている。

日本国内では、汚染賦課金制度導入の背景について、「国家の財政能力の制約から、汚染問題解決の資金手当てを汚染源にさせようとする流れの中で生み出された制度」であったとする指摘がある。この指摘によれば、汚染賦課金が導入された時期は環境行政の役割転換が進められた時期であり、環境行政部門の役割は、汚染〔治理〕¹⁸⁾の責任を直接負うことから汚染源を「管理」することへと移行したとされる（片岡 1997：90）。

これらの説を総合して考えるならば、汚染賦課金制度を経済補償または財源確保などの政策目的達成のための制度とする政策目的説と、それに加え〔罰款〕としての性格を併せ持つとする罰款併合説とに分けることが出来る。重要な点は、蔡（1981）の罰款併合説以降、汚染賦課金の制裁としての性質に言及する議論が見られないことである。

2 全人大常務委および環境保護行政部門による汚染賦課金の解釈

1989年から1991年にかけて河南省鄭州市中級人民法院および河南省高級人民法院で争われた行政訴訟では、汚染賦課金と〔罰款〕

の併科の適法性をめぐり火力発電所が環境保護部門を訴えた。全人大常務委および国家環境保護総局による汚染賦課金と〔罰款〕の法的性格の相違についての解釈は、この訴訟過程において、それぞれ河南省人大および河南省環境保護局の問い合わせに対して出した回答書に見られる¹⁹⁾。ここでは、全人大常務委と国家環境保護総局（当時は国家環境保護局）および河南省環境保護局の法解釈について検討する。

2.1 河南省における行政訴訟の概要

（ア）事実の概要

河南省洛陽火力発電所（以下、「洛陽発電所」）は地域再開発のため、約20年前に埋め立てた石炭灰残渣を紅山郷人民政府に委託して掘り出し澗河河岸に処分したが（約10万トン），処分したはずの石炭灰残渣が河川に流出し澗河を汚染した。河南省環境保護局は、洛陽発電所が灰残渣処分の監督を怠ったことにより河川が汚染されたとし、洛陽発電所に対して澗河の浄化を命ずると同時に、5万元の〔罰款〕および20万元の汚染賦課金を課したが、洛陽発電所はこれを不服とし提訴した。

（イ）判決の概要

人民法院における実質的審理は、出訴期間に関する争いのため第1審へ差戻された後となる。差戻し後第1審（1990年5月22日）において鄭州市中級人民法院は、省環境保護局による20万元の汚染賦課金納付命令を取り消し、訴訟費用および現地調査費用は省環境保護局が負担とするものとした。賦課金納付命令の取消理由は、〔罰款〕と同時に汚染賦課金の納付を命じた処分は誤った法適用とするものである。

しかし、省環境保護局が上訴した差戻し後第2審（1991年6月26日）では、第1審判決で取り消された汚染賦課金の納付命令が適法なものと認められ、訴訟費用および現地調査費用等は洛陽発電所の負担とされた。

なお、片岡（1995a：32）によれば、差戻し後第2審判決は、以下で検討する全国人大常務委が河南省人大との問合せに対して出した回答書と一字一句同じであるとされている。

2.2 全人大常務委および環境保護行政部門の法解釈

（ア）全国人大常務委の法解釈

全国人大常務委は、河南省人大からの問い合わせ（1991年1月7日）に対して、同年5月16日に回答している。この回答は、（イ）で検討する国家環境保護局の回答書の後であり、国家環境保護局の法解釈を踏まえたものと見られる。

回答書では、「違法な汚染の排出により行政処罰を受けた事業者（〔企業事業単位〕）であってもなお、法律に基づき汚染賦課金または基準超過賦課金を納付するものとする。」とされており、行政処罰と汚染賦課金（汚水賦課金）または基準超過賦課金の併科を認めていた。但し、なぜそのような結論に至ったのかという理由についてはまったく論じられていない。

（イ）国家環境保護総局（当時は国家環境保護局）の法解釈

一方、国家環境保護局は、河南省環境保護局からの問い合わせ（1991年1月14日）に対して、同年1月28日に回答書を出しており、この回答書では、〔罰款〕を科すと同時に汚染賦課金を徴収することに法律適用上の問題はないという解釈が示されている。理由は次の

2点である。①汚染賦課金の賦課要件（〔適用条件〕）と〔罰款〕の科罰要件（〔適用条件〕）が異なること、②徴収弁法第3条3項において「汚染賦課金を納付することによってその他の法律責任を免れるものではない」と規定されていること。

理由①において言及されている汚染賦課金の賦課要件とは、具体的には「事業者の汚染排出行為そのもの」であり、一方〔罰款〕の科罰要件は「行為の違法性」とされている。また、汚染賦課金の性質とは「事業者の汚染排出行為に対して法律および行政法規によって定められた一種の法定義務」であり、〔罰款〕の性質とは「法律および行政法規が規定する事業者の特定行為の違法性に対する一種の法律責任」とされている。

2.3 本件に関する考察

まず、全国人大常務委と国家環境保護局とともに、汚染賦課金と〔罰款〕とは法的性格が異なり同時に課してもよいという解釈を示していることが明らかとなった。一方、汚染賦課金と〔罰款〕との法的性格の相違は明瞭ではなく、人民法院においてすら判断が困難であったことも指摘できる。そして、国家環境保護局は、汚染賦課金と〔罰款〕との法的性格の相違について、賦課・科罰要件の相違を解釈の根拠として示していることも明らかとなった。

この国家環境保護局の解釈については若干の疑問が生ずる。実際に環境保護行政部門が徴収する汚染賦課金は、そもそも法律上の基準遵守規定に違反した場合に賦課されていたものである。前節で検討したように、1979年の環境保護法（試行）は汚染排出者の基準遵守違反について規定しており、汚染賦課金の

徴収はこれらの基準遵守の規定に違反したものに対して賦課されるものであった。また、徴収弁法第6条はさらに制裁的性格の強い加重徴収および倍加徴収について規定している。これらの加重徴収や倍加徴収を含む汚染賦課金と〔罰款〕との相違を「違法性」の有無で説明することは困難なようにも見える。そもそも国家環境保護局のいう「違法性」とは何を意味するのか。

この場合の「違法性」について考える上で参考となるのは、中国の制裁体系を説明する「社会危害性論」である²⁰⁾。中国の刑法（97年改正）第13条では、社会への危害が刑罰を科すべき大きさであれば犯罪と見なし、小さければ犯罪とはみなさない旨規定されており、同第37条は、社会への危害が小さく犯罪とみなされない行為に対して謝罪や損害の賠償、主管部門による行政処罰などを規定している。このように「社会危害性」が制裁の基準とされていることを考慮すれば、汚染賦課金と〔罰款〕を分ける「違法性」もやはり「社会危害性」の大きさが考慮されていると仮定しても不自然ではないように思われる。たとえ法律法規に反する行為であっても社会危害性が大きくなければ違法性も認められない、という解釈である。河南省環境保護局は差戻し後第2審で人民法院に提出した上訴状において、汚染賦課金の法的性質を「社会に対する危害の造成への一種の補償方式である」と述べているが²¹⁾、このように「補償」の対象を「社会に対する危害」とする解釈も社会危害性論の影響を反映しているように思われる。

3 汚染賦課金と〔罰款〕との相違 —地方性法規等をもとに—

前節の検討の結果、汚染賦課金と〔罰款〕とを区別する基準は「違法性」の有無であると解釈されていること、またこの場合の「違法性」の内容については詳細な検討を要することが明らかとなった。ここでは、地方性法規および地方性行政規章等をもとに汚染賦課金の中でも特に〔罰款〕との相違が問題となる倍加徴収および加重徴収と〔罰款〕との賦課・科罰要件を比較検討する。

なお、汚染賦課金には倍加徴収および加重徴収以外にも滞納金²²⁾および補償性〔罰款〕という例外的な徴収項目があり、これらは四項収入と呼ばれている。これら四項収入の2002年の総額は21.9億元であり、全体（67.4億元）の3割以上にもなる。これらのうち補償性〔罰款〕については、その賦課要件や徴収額などについて公開されている資料は極めて限られており、ここで比較検討の対象とすることはできない。そもそも「補償性」という〔罰款〕が存在したことが、中国における〔罰款〕の法的性格のあいまいさを示すものとも言える。財政部が1985年8月30日に湖南省岳陽地区中級人民法院の問合せに対して送った回答書²³⁾によると、補償性〔罰款〕は処罰性〔罰款〕と区別され、「汚染賦課金徴収収入」という科目で国庫に上納されており、他の汚染賦課金の徴収項目と同様に（環境保護補助専用資金として）環境保護行政部門が用途を決めていたようである。一方、1999年9月に国家環境保護総局が江蘇省環境保護局の問合せに対して出した回答書では、補償性〔罰款〕の存在すら否定する解釈が示されている²⁴⁾。

ここで紹介する地方性法規および地方性行政規章等については、国家環境保護局(1988, 1994, 1997), 国家環境保護局政策法規司(1997), 国家環境保護総局政策法規司(1999, 2001a, 2002, 2003)を参照した。

3.1 地方性法規および地方性行政規章等の制定状況

中国の省・直轄市・自治区で汚染賦課金の徴収に関わる地方性法規または地方性行政規章を定めていない地域は、チベット自治区と重慶市(1997年より直轄市)のみである²⁵⁾。定められた地方性法規および地方性行政規章には以下のような特徴が見られる。

まず、1979年から1985年までの7年間に地方性法規および地方性行政規章の制定時期が集中している。これは、環境保護法(試行)が1979年9月に制定された後、各地方で同法第18条3項の規定を運用するために地方性法規および地方性行政規章が制定されたこと、またその後、1982年2月に国務院によって徴収弁法が制定され、より詳細な制度内容が国家レベルで規定されたため、これにあわせてそれ以前の地方性法規および地方性行政規章を修正する必要が生じたためであろう。

次に制定主体を見ると、各地方の人民政府によって制定される地方性行政規章が圧倒的に多い。人大常務委によって制定された汚染賦課金に関する地方性法規は、天津市、浙江省、福建省、江西省、河南省、寧夏回族自治区のみであり、このうち浙江省、福建省および江西省の地方性法規は1990年代になってから制定されたものである。これ以外の省、直轄市および自治区では人大常務委を経ずに人民政府が定める地方性行政規章によって汚染賦課金制度のルールが定められている。

3.2 加重徴収、倍加徴収および〔罰款〕の賦課・科罰要件

地方性法規および地方性行政規章によって定められた加重徴収、倍加徴収および〔罰款〕の要件を、以下のAからQに示す。表1は、各地方の地方性法規または地方性行政規章において、AからQに対して倍加徴収、加重徴収または〔罰款〕のいずれが適用されるのかを整理したものである。なお各地方の規定には、国家レベルで徴収弁法が制定された1982年2月5日前後で相違が見られるため、表1においても徴収弁法制定前後に分けて表示した。

- A) 汚染賦課金徴収開始後1~3年経ても排出基準を超過する排出を継続する
- B) 1979年9月13日以降の新規汚染源で排出基準を超過する汚染物質を排出する
- C) 汚染防止施設を使用せずに排出基準を超過する汚染物質を排出する
- D) 汚染防止施設を使用せずに重大な汚染事故を引き起こすまたは重大な汚染被害を発生させる
- E) 3同時制度に関する規定を履行せずに排出基準を超過する汚染物質を排出する
- F) 3同時制度に関する規定を履行せずに重大な汚染事故を引き起こすまたは重大な汚染被害を発生させる
- G) 期限内処理勧告の不履行
- H) 汚染排出状況の虚偽申告により汚染賦課金納付を回避する
- I) 汚水濃度の稀釀等不当な手段により汚染賦課金納付を回避する
- J) 淹地や井戸などへ有毒有害な汚水等を排出する

表1. 汚染賦課金と〔罰款〕の賦課・科罰要件の比較

	倍加対象		加重対象		〔罰款〕対象	
	徴収弁法前	徴収弁法後	徴収弁法前	徴収弁法後	徴収弁法前	徴収弁法後
徴収弁法 (1982年)	B, C		A		規定なし	
北京	-	B C G I J	-	A	C E G I	B C G I J
天津	-	B C	G	A	D H Q	H
河北	C E G I	B C G H J K	-	A	-	-
山西	E G H I	B C G H J K	-	A	D F N	E N
内蒙ゴ	-	-	A	-	-	-
遼寧	C E G H K Q	C E G H K Q	-	-	P	P
吉林	C E G H I K	G H K	A	-	-	-
黒龍江	-	B C	-	A	C G I J K	-
上海	-	B C	A	A	C F G H L Q	F G H O Q
江蘇	E G L Q	B C G I J L O	-	-	D J M O Q	-
浙江	(n/a)	B C G I	(n/a)	A	(n/a)	G J K L N Q
安徽	B G H I K Q	-	A	-	F O	-
福建	C E H I K	C E H I K	-	-	-	-
江西	(n/a)	B C	(n/a)	A	(n/a)	-
山東	B G J	B C G	-	A	-	E H Q
河南	C E G K	B C G H I	-	A	D H I J Q	J K
湖北	-	-	C E G H	G	-	-
湖南	E G H I J	B C G H I J K	A	A	D F G P Q	D Q
广东	-	B C	A C E G	A	-	-
广西	(n/a)	B C K Q	(n/a)	-	(n/a)	-
四川	-	-	B C E G K Q	A	D F H J N	B D F H J N
貴州	-	C E I J	C H	A	G H Q	G H Q
雲南	-	B C G H Q	-	A	B H O	C E O
陝西	C G H I J	B C G J	-	-	-	-
甘肅	C E G Q	C E H Q	-	A	-	-
寧夏	(n/a)	B C H I O	(n/a)	-	(n/a)	-
新疆	C E G I K Q	B C G I K Q	-	A	-	-

注) 「(n/a)」は、当該地域に地方性法規、地方性行政規章が制定されていないことを意味する。また、「-」は、地方性法規、地方性行政規章に該当する要件規定が無いことを意味する。

- K) 飲用水源等環境保護区域へ排出基準超
過汚染物質を排出する
- L) 河川を著しく汚染する
- M) 地下水を著しく汚染する
- N) 人の健康や財産に損害を与えるよう
な汚染を発生させる
- O) 汚染防止補助資金を他の目的に流用す
る
- P) 環境保護法規に違反し、重大な汚染お
よび環境破壊を招来する
- Q) その他

以下では、(ア) 加重徴収の要件、(イ) [罰款] の要件、(ウ) 倍加徴収の要件、についてそれぞれの特徴を検討する。

(ア) 加重徴収の要件

加重徴収の要件となる行為は、徴収弁法制定の前後で大きく異なる。徴収弁法制定前には、湖北省、広東省、四川省および貴州省の地方性行政規章においてA以外の行為に対してもかなり幅広く適用する規定が設けられている。例えば、湖北省ではC, E, G, Hに対して、広東省ではA, C, E, Gについて、四川省では、B, C, E, G, Kについて汚染賦課金の加重徴収を規定している。さらに、これらのうち共通しているC, E, Gには、他の地域では倍加徴収が適用されている（例えば、遼寧省、河北省、河南省など）。このように、徴収弁法制定以前は、同じ行為について加重徴収と倍加徴収のどちらを適用するか、地方間でかなりの相違があったことが分かる。

一方、徴収弁法制定以後に制定された地方性法規および地方性行政規章では、これがほぼ統一され、加重徴収についての規定のある17の地方のうち、A以外の行為を要件としているのは、湖北省人民政府の「通達」第5条

のみである²⁶⁾。

(イ) [罰款] の要件

[罰款] の要件とされている行為には、倍加徴収または加重徴収のどちらの対象にもなっていない行為がある。D, F, M, N, Pである。これらのうちDおよびFは、「汚染防止施設の使用」や「3同時制度の実施」という法律上の規定を遵守せずに、且つ「重大な汚染事故を引き起こすまたは重大な汚染被害を発生させる」行為であり、またPは、「環境保護法規に違反し、重大な汚染および環境破壊を招来する」ことであるから、これらの行為が単に法律上の規定に反するのみならず、反社会性の大きい行為であることは明らかである。一方、M「地下水を著しく汚染する」行為については、旧水污染防治法の第32条から第36条、改正水污染防治法の第41条から第45条に違反するものである。このMとN「人の健康や財産に損害を与えるような汚染」が反社会性の大きい行為であることも明らかであろう。

このように[罰款]のみの対象とされている行為は、法律上の規定に違反するだけでなく、明らかに社会危害性の大きい行為であると言える。

(ウ) 倍加徴収の要件

倍加徴収の要件とされている行為(B, C, E, G, H, I, J, K, L, O)は、ある地域では倍加徴収の要件となっているが、他の地方では[罰款]の要件とされている。ここではこれらを、①排出基準超過型(B, C, E, K), ②賦課金の納付または使用における違反型(H, I, O), ③その他(G, J, L), の3つに分けて考察する。

①に分類した要件は、排出基準への違反という共通点を持つと同時に、それぞれ何らか

の法律規定に反する²⁷⁾行為でもある。まずB「1979年9月13日以降の新規汚染源で排出基準を超過する汚染物質を排出する」行為は、既述のとおり環境保護法（試行）第18条2項、第19条1項および第20条1項の規定に反する。Cの「汚染防止施設の不使用」については、事前に環境保護行政部門に申請し同意または承認されなければならず²⁸⁾、法律上、同意または承認なく施設の使用を止め、さらに環境保護部門の命令に従わない場合には〔罰款〕を科してもよいとされている（水污染防治法第48条など）。

Eは「3同時制度の不履行」であるが、この3同時制度とは環境影響評価制度と結び付けられた制度であり、環境影響評価において必要とされた各種事業に関わる汚染防止施設を本体事業施設と同時に設計し、本体工事と同時に施工し、本体工事と同時に稼動することを求める制度である。法律上、この規定に違反した場合には生産停止命令の対象とされ、同時に〔罰款〕を科してもよいとされている（水污染防治法第47条、大気污染防治法第47条など）。なお、三同時に関する規定は「建設項目環境保護管理に関する規定」と表現される場合もある（大気污染防治法第11条1項など）。

Kの「飲用水源等環境保護区域への排出基準超過汚染物質の排出行為」については、旧水污染防治法第19条1項で、飲用水源等環境保護区域に「新たに汚染排出口を設置してはならない」と規定しており、現行の水污染防治法第27条1項も同様である。これに違反した場合には、警告または〔罰款〕を科してもよいとされている²⁹⁾。

このように法律上は〔罰款〕の対象となる行為も、地方によっては汚染賦課金倍加

徴収の対象となっていることが分かる。

なお、①に分類した行為のうちBおよびCは、1982年の徴収弁法において倍加徴収の対象として規定された。表1から明らかなように、Bを倍加徴収の対象としている地域は、徴収弁法制定前の2地域から制定後の18地域へ、Cは制定前の8地域から制定後の21地域へと大きく増加している一方、Kは弁法前の5地域から弁法後の7地域へ微増、Eについては弁法前の10地域から弁法後の4地域へと減少している。國務院の行政法規である徴収弁法の地方性規範への影響が伺える。

次に、②に分類した行為は汚染行為そのものではなく、賦課金の賦課手続きまたは還付された賦課金の使用に関する規定に違反する行為である。汚染行為には直接関係無いものの、これらの行為に対する賦課金の倍加徴収には法規遵守を促す制裁としての性格があることは明らかである。それぞれの行為の説明については省略する。

③に分類した行為のうち、環境法上の義務の履行確保という観点から最も注目されるのは、Gの「期限内処理勧告の不履行」である。「期限内処理勧告」（〔限期治理〕）の対象には、国家の規定する基準を満たすことのできない汚染排出者³⁰⁾や、深刻な水質汚濁を生じさせた汚染者³¹⁾等が含まれる。日本法では改善命令や措置命令がこれに相当し（水質汚濁防止法第13条、第14条の3、大気污染防治法第14条など）、事業者がこれらの命令に違反した場合には刑事罰の対象となる。ところが中国では、期限内処理勧告に従わない場合でも、法律上、「発生させた危害または損失に基づき〔罰款〕、操業停止または閉鎖を命ずることができる」とされるのみである³²⁾。さらに「操業停止または閉鎖」命令の履行を担保する手

段が明らかではない。

Jの「窪地や井戸などへの有毒有害な汚水等の排出」は、水污染防治法第41条（旧水污染防治法第32条）で禁止されている行為であり、これに違反すれば警告または〔罰款〕の対象とされている（同法第46号1項3号）。この行為については7つの省・直轄市・自治区で倍加徴収の要件とされているが、〔罰款〕の要件としている省・直轄市・自治区も4地域ある（情状の重いものに限る北京市を含む）。

Lの「河川を著しく汚染する行為」が水污染防治法の第29条以下の規定に反するものであり、反社会性を有することも明らかであろう。

3.3 加重徴収、倍加徴収および〔罰款〕の比較検討

これまで検討した汚染賦課金の倍加徴収および加重徴収と〔罰款〕の要件を比較すると、次のような特徴が見られる。

まず、加重徴収を〔罰款〕と比較すると、特に徴収弁法後の規範では重なる要件が無い。したがって、〔罰款〕の要件となる行為は社会危害性が重い「違法性」のある行為とみなされて罰が科されるが、加重徴収の要件となる行為は、経済的補償としての賦課金の加重のみで許される、ということになろう。

一方、倍加徴収と〔罰款〕とを比較すると、倍加徴収は主に法律規定への違反を要件とするものであり、これらの行為と〔罰款〕の要件となっている行為の相違が判然としない。しかも、倍加徴収の要件となっている行為は、ある地域では〔罰款〕の要件とされているため、同じ行為が、ある地域では経済的補償を求められるのみである一方、ある地域では違法行為とみなされ、罰が科されるということ

となる。この現象はどう説明されるべきであろうか。

ここで参照したいのは、北京市人民政府の「國務院『汚染賦課金徴収暫定弁法』執行実施弁法」（1982年5月13日制定）と遼寧省人民政府の「國務院『汚染賦課金徴収暫定弁法』の貫徹執行に関わる通達」（1982年7月15日）である。北京市の実施弁法第5条では、倍加徴収の適用対象である行為のうち「情状の重いものは〔罰款〕を科すことができる」と規定されている。北京市で倍加徴収の対象とされているのは、B, C, G, I, Jであるが、これらの行為は「情状の重さ」によって〔罰款〕を適用するものと明記されている。遼寧省の通達第7項目では、「国家と地方の環境保護に関わる法令および規定に違反し且つ故意に汚染物質を排出した者、事故により環境を汚染し人の健康に危害を与えた者または工業および農業生産に損失を与えた者には、汚染賦課金を倍加徴収するほか、情状の重さによって〔罰款〕を科すものとする。」と規定されている。

このように北京市および遼寧省では、ある行為に対して倍加徴収に加えて〔罰款〕が科される場合には「情状の重さ」が考慮され、さらに遼寧省では「情状の重さ」が「発生させた危害と損失」によって量られていることが明らかとなった。これらの地方における規定と、期限内処理勧告に関する水污染防治法などの規定から、〔罰款〕を科す要件とされていた「行為の違法性」を判断する際には、法律法規の特定の規定への違反のみでなく、「危害と損失」における「情状の重さ」への考慮が必要とされているものといえよう。

「違法性」の判断基準をこのように捉えるならば、ある地方で倍加徴収の要件とされてい

る行為が、他の地方で「罰款」の要件とされている現象にも一応の説明がつく。例えば、Jの「窪地や井戸などへの污水等汚染物質の排出」は、河北省、山西省、湖南省、貴州省、陝西省等では倍加徵収の適用対象行為とされているが、それはこれらの地域の人民政府がこの行為を「情状の軽い」行為とみなしたためであり、逆にJの行為を「罰款」の要件としている浙江省、河南省、四川省では、Jの行為が「情状の重い」行為であり「違法性」があるとみなされたためとなる。

しかし、汚染賦課金を徵収される事業者にとって、「危害と損失」がどのレベルに達した時に「情状が重い」とみなされ「罰款」の対象とされるのか、という基準はきわめて不透明で明確性に欠ける。

汚染賦課金の加重徵収および倍加徵収については、人民政府内部においても異論が見られる。例えば、陝西省の物価局は、加重徵収および倍加徵収として徵収された汚染賦課金の還付と責任者の処罰を陝西省環境保護局に対して求めている。この問題について陝西省環境保護局からの問合せを受けた国家環境保護総局監督司は、1998年12月7日に陝西省環境保護局に宛てた回答書において、徵収弁法第6条の規定がまだ効力を有することを強調し、陝西省環境保護局に対して「地方物価局の支持を得られるよう物価部門関係との意思疎通を強化する（[加強溝通]）」よう指示している（国家環境保護総局政策法規司編2001a：464、2001b：428）。

4 汚染賦課金の用途

汚染賦課金の用途は、2003年の制度改革の前後で大きく異なる。ここでは、まず2002

年までの賦課金の用途を明らかにしたのち、2003年の制度改革後の用途について述べる。

4.1 2002年までの賦課金用途

徵収された汚染賦課金は、「環境保護補助資金」として環境保護目的に限定して使用するものとされており（徵収弁法第9条）、「環境保護補助資金」は「汚染処理補助資金」と「環境行政補助資金」から構成される。2002年に使用された「環境保護補助資金」の総額は66.58億元、その内訳は「汚染処理補助資金」として約54%（35.78億元）、「環境行政補助資金」として約46%（30.80億元）である。

「汚染処理補助資金」の内訳を見ると、その66%が汚染賦課金を納付した汚染源に汚染処理補助として還付されている。また、一定の利子率³³⁾で汚染源に貸与される貸付金が15%，過去に貸与された貸付金のうち返済を免除された貸付金免除額が11%を占める³⁴⁾。したがって、汚染源へ還付される汚染処理補助資金は、貸付金と貸付金免除を含めると全体の約92%になる。これに対して総合汚染処理補助目的で使用されている資金は約8%にすぎず、「汚染処理補助資金」のほとんどが汚染源への汚染処理補助金として使用されていることがわかる。

「環境行政補助資金」の内訳は、図1に示すとおり業務活動補助や人件費補助等を中心とした環境保護行政部門の行政費用であることが分かる。これらの行政費用が汚染賦課金の徵収とどのように関わるのか明らかではなく、福利や奨励金など、明らかに汚染賦課金の徵収にかかる費用とは異なる性質を持つと思われる行政費用も含まれていることが分かる。

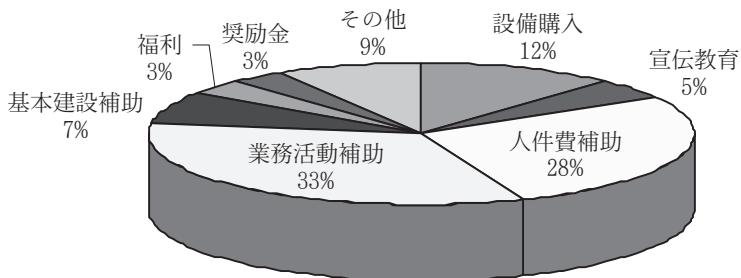


図1 環境行政補助資金（30.80 億元）の内訳

(出典：《中国環境年鑑》編輯委員会編『中国環境年鑑 2003』中国環境年鑑社 2003.11)

4.2 制度改革後の賦課金の用途

汚染賦課金の用途に関して、制度改革前後の最も重要な違いは、制度改革前の徴収弁法が汚染賦課金の用途を主に汚染処理補助と規定しつつ環境行政費用への補助目的での使用を認めているのに対し、2002年制定の汚染賦課金徴収使用管理条例第18条は、賦課金用途の範囲を汚染源対策、広域汚染対策、新技術の開発普及およびその他国务院が定める汚染の防止及び処理項目に限定していることである。

賦課金用途に関する上記の改革により、図1に示した環境行政補助資金としての使用は認められなくなった。すでに述べた制度改革前の賦課金の制裁的要素を考慮すれば、このような賦課金用途の改革は肯定的に評価されるべきであろう。ただし、制度改革後の賦課金の実際の使用内訳は公開されておらず、また賦課金の費用負担根拠も不明確なまま課題として残されている。

5 おわりに

これまでの検討結果から、以下のことが明らかとなった。まず、汚染賦課金が制裁としての性格を有するとする罰款併合説は蔡

(1981) 以降見られず、人大常務委および国家環境保護総局も汚染賦課金と〔罰款〕の法的性格を異なるものと解釈している。また、国家環境保護総局の解釈によれば、汚染賦課金と〔罰款〕との相違はそれらを適用する要件にあり、〔罰款〕を科す場合にのみ「行為の違法性」が要件となるとされている。しかし、法律法規の検討から、汚染賦課金は〔罰款〕と同じく法定基準や法規への違反に対してその遵守を促すために徴収されてきている。

汚染賦課金と〔罰款〕の相違を判別する「行為の違法性」については、これを法律法規の特定の規定違反と理解しては現実の説明がつかず、「危害や損失」の「情状の重さ」という社会危害性の軽重を考慮して判別されないと解釈すべきことを指摘した。他方、実際に運用されている地方性法規などの検討から、倍加徴収の賦課要件とされる行為には、地域によって〔罰款〕を科すべきとされている行為もあり、これらには「窪地や井戸などへの有毒有害な汚水等の排出」など著しい環境破壊につながる行為も含まれていることも明らかとなった。

汚染賦課金は経済的補償に過ぎず制裁的性格はないと解釈されてきたが、実際にはさまざまな規制基準や法規に反する行為にも適用

されてきており、このような公的解釈と現実の運用状況との歪んだ関係は、違法性に関する不透明で明確性に欠ける基準を反映している。すでに述べたように、汚染源に対する操業停止命令または閉鎖命令という強制力を伴い得る処分をなす際にも、同様に「危害や損失」の「情状の重さ」を考慮することが要請されており、このような明確性に欠ける基準は、汚染源の規制に関わる環境行政からさまざまな政治的介入を排除するうえでの障害ともなりうる。冒頭で指摘されている現在の環境問題を解決するためには、上記のような汚染源規制における基準の明確化を通して環境行政を機能させていくことが不可欠であろう。

注

- 1) 本稿は、科学研究費補助金（若手B）「中国における汚染物質の排出規制及び環境紛争処理の現状と課題」（2004－2006年度）の支援を受けた研究成果の一部である。
- 2) 汚染賦課金（排污費）の英訳としては、Pollution Chargeが使用される場合もある（国家環境保護総局：2003）が、ここではインターネット・ウェブ上の国家環境保護総局のページにおける記述に依拠し、Levyと英訳した。
- 3) 《中国政府網》http://www.gov.cn/ldhd/2006-04/23/content_261716.htm（2006年12月10日閲覧）より。
- 4) これら1990年代後半の規制強化に関する詳細は大塚（2002）参照。
- 5) World Bank（1997:23）によれば都市の大気汚染がもたらす健康被害コストはHuman Capital Approachで年間112億ドル以上、Willingness-to-Pay valuationでは323億ドル以上と推定されている。また、環境汚染による農業損失が年間2000億元（約3兆円）を超えるとの試算もある（『人民日报』2006年4月6日）。近年では淮河流域の「癌の村」における汚染の深刻さが、霍（2005）、張（2005）、大塚（2005）、相川（2006）などの調査・研究によって日本でも知られるようになってきている。

- 6) 汚染賦課金の汚染防止効果に関する議論として、Wang and Wheeler（1996）、松本ほか（2002）では、各省の汚染排出量、基準達成量、賦課金徴収量などをもとに回帰モデル分析を行い、汚染賦課金には排出削減効果があると述べている。一方、竹歳（2005:35）は、徴収金額の低さや運用の不完全性・恣意性を指摘し、「排污費自体の経済的インセンティブ」よりも「環境行政一般の進展度が、汚染排出削減により影響しているのでは」と指摘している。このほか竹歳・荒山（1998）、OECD（1997, 1999）、宮本（1989:223-6）など。
- 7) 新たな制度には国際復興開発銀行（世銀）の融資を受けて進められた研究プロジェクト「中国汚染賦課金制度設計およびその実施研究」（1994年～1997年）の影響が強く見られる。この研究プロジェクトの報告書は中国語および英語にて出版されている（国家環境保護局監督管理司：1998）。また、制度改革の要点については、環境行政担当官のための教材として出版されている国家環境保護総局（2003:10, 11）においてよくまとめられている（中国語）。
- 8) 【罰款】は中国における行政処罰のひとつで、日本法では「過料」に近いが科罰要件や手続きなど異なる点も多いことから、ここでは原語のまま【罰款】と表記する。
- 9) 省、直轄市、自治区の人大およびその常務委員会が憲法、法律、行政法規の規定に抵触しない範囲で地方の実情にもとづき制定する。また、省、自治区の人民政府の所在する都市の人大およびその常務委員会ならびに国务院の指定した都市の人大およびその常務委員会も制定できる。中国の法体系については木間ほか（2006）参照。
- 10) 省、直轄市、自治区の人民政府、省、自治区の人民政府の所在する都市の人民政府および国务院の指定した都市の人民政府が制定する規則を指す。
- 11) 片岡（1997）は排污費、二渡（1993）は排污費徴収、段（1995）では汚染物質排出費、李（1999）は汚染費、劉（1985）は汚染賦課金、宮本（1989）は汚染賦課金（排污費）、梁（2002）は排出課徴金と訳している。
- 12) これら環境保護法（試行）の条文が、排出基準の遵守「義務」を課す規定といえるかどうかは慎重な判断を要する。これらの条文では全て「必須（～しなければならない）」という助動詞が使用されているが罰則は定められていない。
- 13) 中国では【固体廃棄物】と呼ばれており、「生

産建設、日常生活及びその他の活動中に発生する環境を汚染する固体もしくは半固体の廃棄物質」(固体廃棄物環境污染防治法第74条1項)と定義されている。

- 14) 「汚染賦課金徵収標準管理弁法」(2003年2月28日)。制定主体は、国家計画委員会、財政部、国家環境保護総局および国家経済貿易委員会となっている。
- 15) 但し将来的には、汚染賦課金制度を環境税に移行すべきであるという議論が少なくない。例えば、1999年8月に開かれた第9期全人大常務委において当時環境資源保護委員会主任の曲格平は「賦課金を税へ改正することについては、方向性としては正しいが、段階的に進めねばならず、現時点では賦課金制度として維持することとした。」と述べている(国家環境保護総局『環境工作通訊』第269期2000年6月15日2-6頁)。この他、税法の方(2004)、樊(2004:115-26)、環境法の常・王(2003:173-6)など。
- 16) 経済補償説を主張する施(1982)は、汚染賦課金を「汚染処理社会労働の補償転化形式」、「汚染処理という労働時間の補償」とあると説明し、これは「罰款」とは性質が異なると主張している。
- 17) 工場の新規設置や増設等、各種事業の新設および増設の際に、汚染防止のための施設を本体工事と一緒に設計し、同時に施工し、同時に稼動することを事業者に義務付ける制度である。新規事業者に汚染防止措置を徹底させるための制度であり、1973年の國務院規定「環境の保護と改善に関する若干の規定」において初めて導入された、中国で最も古い汚染防止制度といわれる。片岡(1997:230-2)、李(1999:101-3)など参照。
- 18) 汚染問題に対して対策を実施し、汚染を除去あるいは低減させることで、本稿では「処理」または「汚染処理」と訳している。
- 19) 本件の事実関係、裁判過程および裁判所の決定内容の詳細は、片岡(1995a, 1995b)を参照されたい。中国語原文では、裁判過程において河南省環境保護局が国家環境保護局に送った質問書、これへの国家環境保護局の回答書、全人大常務委員会法制工作委員会が河南省人大に送った回答書およびその解釈については、国家環境保護総局政策法規司編(2001b:40-1, 156-9)および「環境工作通訊」(総第165期)p.15を参照。
- 20) 中国の制裁体系とその社会的背景については、木間ほか(2006:294-8)および高見澤

(1998) 参照。

- 21) この上訴状については片岡(1995b:234)参照。
- 22) 滞納金は、納付期限から一定期間内に賦課金を納付しない汚染源から追加徵収される金額である。追加徵収の額などは地方間で多少異なり、例えば、内蒙古自治区では3ヶ月遅延するごとに3%, 吉林省では1ヶ月遅延するごとに3%, 四川省では1ヶ月遅延するごとに5%, 湖南省では3日遅延するごとに0.1%が追加徵収される。
- 23) 回答書のタイトルは「環境汚染〔罰款〕に『罰没財物管理弁法』を適用すべきか否かに関する回答書」。全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編(1989:623)および国家環境保護総局政策法規司編(2001b:147)参照。
- 24) 「補償性〔罰款〕の適用問題の回答書」(国家環境保護総局政策法規司編2001b:148-9)参照。
- 25) 重慶市では、2000年2月27日に人民政府によって「環境保護奨励処罰弁法」が定められたが、汚染賦課金の四項収入等に関する規定はない。この時には、すでに違法性のある行為に対しては「行政処罰」を科すという方針が定まっていたものと思われる。
- 26) もっとも、湖北省の規定は「通達」における規定であり、「通達」は正確には地方性行政規章には含まれず、規範性文書(原語は「規範性文件」)に過ぎない。なお、1996年に湖北省人民政府が定めた「汚染賦課金徵収管理実施弁法」にはこのような加重徵収に関する規定はない。
- 27) 条文上、「必須(～しなければならない)」「応当(～すべきである)」「不得(～してはならない)」とされているが、これらの作為または不作為を強制する手段を欠いており、法律上の義務違反と言うには慎重にならざるを得ない。
- 28) 1984年の旧水污染防治法第14条2項、1987年の旧大気污染防治法第10条2項および1995年改正大気污染防治法第11条2項では「同意」とされており、1996年の改正水污染防治法第14条2項および2000年改正大気污染防治法第12条2項では「承認(批准)」とされている。
- 29) 旧水污染防治法第37条1項(四)、水污染防治法第46条1項(三)参照。
- 30) 環境保護法(試行)第18条2項、大気污染防治法(2000年改正)第48条など。
- 31) 旧水污染防治法第15条1項、改正水污染防治法第24条1項。
- 32) 水污染防治法第52条、旧大気污染防治法第

- 42条など。一方、2000年改正の大気污染防治法では、行為内容によって細かく罰則が定められている。
- 33) 汚染源治理基金有償使用暫定弁法第11条では、汚染処理補助資金を貸与する際の利子率を、1年目は毎月0.024%，2年目は同0.027%，3年目は同0.03%としている。
- 34) 汚染源治理基金有償使用暫定弁法第12条。

参照文献

日本語

- 相川泰. 2006. 「一緊急報告—「爆発」的に深刻化する中国公害」鳥取環境大学紀要4:159-78.
- 大塚健司. 2005. 「中国淮河流域再訪—水汚染被害の現場からの問い合わせ」現代社会の構想と分析3:93-107.
- 大塚健司. 2002. 「中国における工業汚染源規制の実施過程—1990年代後半以降の規制政策の実効性とその条件ー」寺尾忠能・大塚健司編『「開発と環境」の政策過程とダイナミズム—日本の経験・東アジアの課題』アジア経済研究所:139-186.
- 大塚健司・寺西俊一ほか. 2006. 「中国の公害被害解決をめぐる状況と日本の協力」環境と公害36(1):36-44.
- 片岡直樹. 1997. 『中国環境污染防治法の研究』成文堂.
- 片岡直樹. 1995a. 「中国における環境行政と環境裁判の実相—ある環境行政訴訟事件の検討(一)」久留米大学法学25:1-42.
- 片岡直樹. 1995b. 「中国における環境行政と環境裁判の実相—ある環境行政訴訟事件の検討(二)」久留米大学法学26:215-302.
- 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則. 2006. 『現代中国法入門 第4版』有斐閣.
- 高見澤磨. 1998. 『現代中国の紛争と法』東京大学出版会.
- 竹歳一紀・荒山裕行. 1998. 「発展途上国における環境政策の有効性—中国の排污費及び三同時制度に関する分析ー」日本経済政策学会編『日本経済政策学会年報XLXI 経済政策の有効性を問う—理念・主体・手段ー』勁草書房:153-6.
- 段匡. 1995. 「環境行政と環境法」中国研究所(編)『中国の環境問題』新評論:65-84.

- 二渡了. 1995. 「中国の環境財政」井村秀文・勝原健(編著)『中国の環境問題』東洋経済新報社:75-96.
- 松本礼史・松岡俊二・澤津直也. 2002. 「地域間格差からみた中国・排污収費の政策効果分析」国際開発研究11(1):39-51.
- 宮本憲一. 1989. 『環境経済学』岩波書店.
- 李志東. 1999. 『中国の環境保護システム』東洋経済新報社.
- 劉文(著)小西高弘(訳). 1985. 「中国における汚染賦課金(排污費)徴収に関する理論と実践」環境法研究17:71-91.
- 梁秀山. 2002. 「中国のSO₂排出課徴金と許可証取引制度」政策科学9-2:151-62.

英語

- OECD. 1999. *Environmental Taxes: Recent Developments in China and OECD Countries*. Paris.
- OECD. 1997. *Applying Market-Based Instruments to Environment Policies in China and OECD Countries*. Paris.
- Wang, H. and D. Wheeler. 1996. "Pricing Industrial Pollution in China: An Economic Analysis of the Levy System," *World Bank Policy Research Paper*, no. 1644.
- World Bank. 1997. *Clear Water, Blue Skies: China's Environment in the New Century*. Washington, DC.

中国語（ピンインのアルファベット順）

- 蔡守秋. 1981. 「論排污収費の性質及其发展方向」環境汚染与防治1981年第4期.
- 常紀文・王宗廷(主編). 2003. 『環境法学』中国方正出版社.
- 樊靜. 2004. 『法学論叢 中国税制新論』北京大学出版社.
- 方坤. 2004. 「我国環境税収費法律制度改革探討」劉劍文(主編)『財政法論叢第5卷』北京出版社:180-200.
- 高宇声. 1984. 「実行排污超標収費は加強環境管理の極為重要的手段」高宇声(主編)『《環境保護》十年選編』環境保護雑誌社:189-191.
- 国家環境保護局. 1988. 『中国的排污収費 文献編1978-85』海洋出版社.
- 国家環境保護局. 1994. 『中国的排污収費 文献編1986-90』中国人民大学出版社.
- 国家環境保護局. 1997. 『中国的排污収費 文献

- 編 1991-95』中国環境科学出版社。
- 国家環境保護総局編著。2003.『排污収費制度(試用)』中国環境科学出版社。
- 国家環境保護局監督管理司編。1998.『中国排污収費制度改革國際研討会 論文集』中国環境科学出版社。
- 国家環境保護局政策法規司編。1997.『中国環境保護法規全書(1982-1997)』化学工業出版社。
- 国家環境保護総局政策法規司編。1999.『中国環境保護法規全書(1997-1999)』学苑出版社。
- 国家環境保護総局政策法規司編。2001a.『中国環境保護法規全書(1997.7-2001.4)』化学工業出版社。
- 国家環境保護総局政策法規司編。2001b.『中国環境保護執法解譯大全(1982年-2001年)』学苑出版社。
- 国家環境保護総局政策法規司編。2002.『中国環境保護法規全書(2001-2002)』化学工業出版社。
- 国家環境保護総局政策法規司編。2003.『地方環境保護法規選編(1999-2003)』化学工業出版社。
- 韓德培編。1991.『環境保護法教程(第二版)』法律出版社。
- 季松涛。1982.「對排污収費性質的探討」環境污染与防治 14 : 1-2.
- 金瑞林・王勁。2003.『20世紀環境法学研究評述』北京大学出版社。
- 雷凱。1985.「略論我国的排污収費制度」法学研究 1985年第5期 : 23-6.
- 曲格平編。2002.『環境与資源法律読本』解放军出版社。
- 施問超。1982.「排污収費与価値規律」環境污染与防治 13 : 3-5.
- 孫景漢・孫炳彥。1989.「關於排污費性質的若干問題」中国環境科学 9(4) : 316-19.
- 王燦堯。1997.『環境法学教程』中国政法大学出版社。
- 汪勁。2006.『環境法学』北京大学出版社。
- 王金南・陸新元・楊金田編。1997.『中国与 OECD の環境経済政策』中国環境科学出版社。
- 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編。1989.『中国人民共和国 法律 行政法規 規章 司法解譯 分巻匯編 行政法卷 25』北京大学出版社。